

平成17年第11回美郷町議会定例会

議事日程（第1号）

平成17年12月13日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般報告
 - 1. 例月出納検査の報告（10月分）
 - 2. 随時監査の報告
 - 3. 定期監査の報告
- 第 4 町長の行政報告
- 第 5 議案第 94号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について
- 第 6 議案第 95号 秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 第 7 議案第 96号 美郷町と大仙市との間における県営ほ場整備事業（堀板地区）に関する事務の委託に関する規約に係る協議について
- 第 8 議案第 97号 美郷町国民保護協議会条例の制定について
- 第 9 議案第 98号 美郷町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 第10 議案第 99号 美郷町特別職報酬等審議会条例の制定について
- 第11 議案第100号 工事請負契約の締結について
- 第12 議案第101号 工事請負契約の一部変更について
- 第13 議案第102号 工事請負契約の一部変更について
- 第14 議案第103号 工事請負契約の一部変更について
- 第15 議案第104号 財産の譲与について
- 第16 議案第105号 仙南村種苗センター設置条例の廃止について
- 第17 議案第106号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 第18 同意第 4号 美郷町教育委員の任命につき同意を求めることについて
- 第19 議案第107号 指定管理者の指定について
- 第20 議案第108号 指定管理者の指定について
- 第21 議案第109号 指定管理者の指定について
- 第22 議案第110号 指定管理者の指定について
- 第23 議案第111号 指定管理者の指定について
- 第24 議案第112号 指定管理者の指定について
- 第25 議案第113号 指定管理者の指定について
- 第26 議案第114号 指定管理者の指定について
- 第27 議案第115号 指定管理者の指定について
- 第28 議案第116号 指定管理者の指定について
- 第29 議案第117号 指定管理者の指定について
- 第30 議案第118号 指定管理者の指定について
- 第31 議案第119号 指定管理者の指定について
- 第32 議案第120号 美郷町六郷温泉施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第33 議案第121号 美郷町千畑複合温泉施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第34 議案第122号 美郷町千畑生産物直売所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第35 議案第123号 美郷町道の駅雁の里農業振興施設の設置及び管理に関する条例の制定
について
- 第36 議案第124号 美郷町手づくり工房湧子ちゃんの設置及び管理に関する条例の制定に
ついて
- 第37 議案第125号 美郷町ニテコ名水庵の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第38 議案第126号 美郷町あったか山直売所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第39 議案第127号 美郷町アクティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第40 議案第128号 美郷町青少年研修施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第41 議案第129号 美郷町陸上競技場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第42 議案第130号 美郷町障害者福祉施設サンワーク六郷の設置及び管理に関する条例の
制定について
- 第43 議案第131号 美郷町いきいき館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第44 議案第132号 美郷町老人福祉センター清水苑の設置及び管理に関する条例の制定に

ついて

- 第45 議案第133号 平成17年度美郷町一般会計補正予算第8号
- 第46 議案第134号 平成17年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号
- 第47 議案第135号 平成17年度美郷町老人保健特別会計補正予算第2号
- 第48 議案第136号 平成17年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第5号
- 第49 議案第137号 平成17年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号
- 第50 陳情第 10号 佐竹公館址の拡張、環境整備に関する陳情書
- 第51 陳情第 11号 介護保険の改善を求める陳情書
- 第52 陳情第 12号 患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかれる医療」を求める陳情書
- 第53 陳情第 13号 社会保障制度充実と最低保障年金制度創設を求める陳情書
- 第54 陳情第 14号 庶民大增税の中止をもとめる陳情書
- 第55 陳情第 15号 陳情書 子宮頸ガン検診の逐年施行のお願い
- 第56 陳情第 16号 安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足の緊急改善を求める陳情
- 第57 陳情第 17号 地方交付税、地方財政の確保に向けた意見書採択を求める陳情書
- 第58 陳情第 18号 法務局の増員に関する陳情

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（ 22名）

1番	鈴木 一 君	2番	福田 守 君
3番	杉澤 隆 一 君	4番	熊谷 隆 一 君
5番	鈴木 良 勝 君	6番	中村 利 昭 君
7番	中村 美智男 君	8番	泉 美和子 君
9番	武藤 威 君	10番	戸沢 藤 一 君
11番	森元 淑 雄 君	12番	熊谷 良 夫 君
13番	齊藤 新一郎 君	14番	澁谷 俊 二 君
15番	泉 繁 夫 君	16番	吉野 久 君
17番	深沢 義 一 君	18番	高橋 正 治 君
19番	戸澤 勉 君	20番	飛澤 龍右工門 君
21番	高橋 猛 君	22番	伊藤 福 章 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知己 君	助 役	佐々木 敬 治 君
収 入 役	坂本 昇 一 君	町長公室長	二藤 誠 祥 君
総務課長	森川 福 蔵 君	企画課長	小原 正 彦 君
税務課長	深澤 章 一 君	住民生活課長	鈴木 四 郎 君
総合サービス課長 （六郷庁舎）	飛澤 明 則 君	総合サービス課長 （千畑庁舎）	中野 弘 君
総合サービス課長 （仙南庁舎）	樋場 雄 一 君	福祉保健課長	辻 一 志 君
農政課長	深澤 廣 君	商工観光課長	小林 宏 和 君
建設課長	照井 一 夫 君	国体準備室長	渋谷 喜 一 君
出納室長	大澤 薫 君	農業委員会 会 長	蒔野 賢之輔 君
農業委員会 事務局長	山内 英 世 君	教育委員長	清水 猛 君
教育長	高橋 福 雄 君	学務課長	高橋 薫 君
社会教育課長	小松 清 君	幼児教育課長	泉谷 隆 雄 君

代表監査委員 久米 力 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 武 藤 久 男

参 事 波 谷 新 一

局 長 補 佐 久 米 良 子

上 席 主 任 大 澤 修

開会及び開議の宣告

議長（伊藤福章君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成17年第11回美郷町議会議定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

（午前10時00分）

会議録署名議員の指名について

議長（伊藤福章君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、7番、中村美智男君、8番、泉 美和子君を指名いたします。

会期決定について

議長（伊藤福章君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会期を本日12月13日から16日までの4日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、会期は4日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般議会運営委員会を開催し、検討されました。その結果について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、戸澤 勉君、登壇願います。

（議会運営委員長 戸澤 勉君 登壇）

議会運営委員長（戸澤 勉君） おはようございます。

今期定例会の会期及び審議予定について、12月7日に議会運営委員会を開催いたしました。そ

の結果についてご報告いたします。

会期については、先ほど決定されましたとおり、本日から12月16日までの4日間としました。

次に、内容について申し上げます。本日13日は、本会議で、議長より諸般報告、町長の行政報告を行います。

また、議案第94号から議案第137号まで、及び同意第4号の説明、陳情9件をそれぞれの常任委員会に審査を付託しまして、終了の予定です。

あす14日も本会議とし、一般質問を行います。質問通告者は9名です。

15日は休会とし、各常任委員会の開催予定日といたします。

最終日の16日は本会議で、初日に説明のありました議案第94号から議案第137号まで及び同意第4号の審議採決を行います。

また、各常任委員会に付託しました陳情についての委員長報告、審議、採決の予定であります。

以上で報告を終わります。

議長（伊藤福章君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これについて質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） それでは、日程どおり審議を進めます。

諸般の報告

議長（伊藤福章君） 次に、日程第3、議長の諸般報告を行います。

1として、監査委員より、例月出納検査、平成17年度予算10月分の報告がありましたので、その写しを皆さんのお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

2として、随時監査の報告、また、3として、定期監査の報告もありましたので、その写しも皆様のお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

町長の行政報告

議長（伊藤福章君） 日程第4、町長より行政報告がありました。これを許します。町長、松田

知己君、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

町長(松田知己君) 平成17年第11回美郷町議会定例会開会にあたり、行政報告並びに議案の概要をご説明申し上げます。

初めに、町長公室関係ですが、男女の出会いの場創出事業として、11月19日、会員40名の参加を得て「第1回こみっと会員交流会」を開催いたしました。

この会をきっかけに、今後交流を継続するカップルが誕生し、定住促進につながることを期待したいと思います。

また、男女共同参画社会基本法に基づき、このたび「美郷町男女共同参画 みさと計画」を取りまとめました。

美郷町に暮らし、働くすべての男女が共同参画の趣旨を理解され、本計画内容の実践へとつなげていくことを期待いたします。

次に、町民憲章の制定を踏まえての町民歌歌詞募集ですが、9月20日から10月31日まで公募し、41編の応募があり、今後町民歌歌詞選定委員会において選考を行うとともに、本年度内に作曲を行い、町民歌を制定してまいります。町民の心のよりどころになることを期待しております。

12月6日から8日にかけて福祉・保健、教育・文化、地域振興・観光、産業・労働、民生・防犯関係の35団体と行政懇話会を行い、各種団体の課題等について意見交換させていただきました。今後の町政運営の参考にしていきたいと思っております。

次に、総務課関係ですが、平成18年度の新規職員採用試験については、68名の応募があり、一次試験は61名が受験しております。二次試験は、一次試験で選抜された7名が受験しましたが、2名を任用候補者名簿に登録しました。来年4月1日付で採用予定です。

また、かねてより機能等の統一化を検討してまいりました行政区について、その基本方針を定め、12月20日、21日の両日に各地区の行政協力員の方々へ説明会を実施いたします。

平成18年度より機能等の統一化をしていくようご理解をお願い申し上げます。

次に、企画課関係ですが、11月5日に開催されたO T Aふれあいフェスタにおいて東京都大田区と友好都市提携、災害時における大田区と美郷町との相互応援に関する協定を締結しました。

大田区とは平成3年より旧六郷町が物販交流や子供たちの雪国体験交流などを行ってまいりましたが、今回の締結により美郷町として幅広く交流を深めてまいりたいと思っております。

また、今回あわせて締結した防災協定は、両区町のいずれかで災害が発生し、十分な応急対策ができない場合に相互に応援することを目的としたものです。

次に、商工観光課関係ですが、今季の出稼ぎ就労者数は、11月末現在で 193人となっており、その内訳は、関東圏域 139人、東海圏域34人、近畿圏域13人、その他の圏域7人です。

安心して就労できますよう、財団法人秋田県ふるさと定住機構への加入促進や就労前健康診断受診を推進し、就労先での事故防止や健康管理について関係諸団体と連携を図ってまいります。

次に、住民生活課関係ですが、県の乳幼児医療制度がことしの8月に見直しされ、一部自己負担が導入されましたが、町として子育て支援策の充実を期したいため、平成18年2月診療分から町単独の支援策を講ずることができるよう、このたびその準備費用を補正計上いたしました。

未就学児までを対象に、一部自己負担相当額を助成したいほか、所得制限により制度非該当になる乳幼児にも助成したい内容で、実際の助成予算は、来年度予算に計上したいと存じますので、よろしくご審議をお願いいたします。

また、10月10日発生したJ A秋田おばこ千畑支所種子センターからの薬剤流出事故については、J A秋田おばこ関係機関、関係団体と連携をとりながら対処し、10月18日安全宣言したところであります。

その後、地下水涵養池からくみ取った流入水、同じく涵養池の表土については、それぞれ11月16日、22日に大館市の産業廃棄物処理施設へ搬送され、適正に処理されております。

今後は、原因発生者が2年ほど定期的に水質検査を継続する旨報告を受けております。

次に、福祉保健課関係です。10月に改正介護保険法が施行されましたが、入所者の動向については、現在のところ法改正に伴う食費の自己負担化等を理由に、特別養護老人ホームを退所した方はいない状況です。

制度改正後の給付費の支払い状況は、まだまとまっておりませんが、国では年間ベースで約5%の公費負担減になるものと試算しております。ただ、今回の改正では、施設にかかわる介護報酬が平成18年3月までの一時的なものであること、要介護認定者の増加に伴い給付費も増加していること、来年度からは介護予防・地域支え合い事業として国の補助事業として実施されていた転倒防止などの予防事業や介護用品の給付などが地域支援事業として介護保険事業の一部となることなどにより、来年度以降の介護保険事業に対する保険料の引き上げや町負担の増加は避けられないものと見込まれております。

次に、農政課関係です。平成17年度の生産調整目標面積は、1,589ヘクタール（P.21で訂正1,580ヘクタール）でしたが、皆様のご協力によりその実施面積が1,585.2ヘクタールとなり、その達成率は100.38%となりました。

担い手の団地化につきましては、46集団、616.3ヘクタールの取り組みがなされており、内訳

としては、大豆は昨年とほぼ同様の 323.4ヘクタール、飼料作物は 270.4ヘクタール、そばが 22.3ヘクタールとなっております。

12月1日現在の米の出荷状況については、町全体で昨年より60キログラム換算で約3万6,000俵多い34万1,213俵が出荷されましたが、一等米比率は昨年より0.4%低い94.4%でした。

次に、「第1回美郷フェスタ2005」については、10月29日から30日にかけて六郷体育館と総合体育館アスパルを主会場に開催し、農産展や文化展・商工会即売、各種イベントに町内外から多くの方に訪れていただき、美郷を見て感じていただきました。

また、農村振興総合整備統合補助事業につきましては、千屋地区内の排水路整備工事を11月28日、総額6,310万5,000円で発注しております。

次に、建設課関係ですが、9月定例会以降の工事発注状況をご報告いたします。道路改良及び舗装工事では大坂・善知鳥・外川原線を5,775万円で発注しております。道路維持工事では大荒田・高田線の舗装修繕工事を初め、ほか11路線を総額5,905万8,000円で発注しております。

また水道未普及地域解消事業六郷東部地区簡易水道事業、道路改良工事に伴う大坂地区水道管移設工事、公共下水道と六郷東部簡易水道事業のアロケーション工事については、総額2億2,039万5,000円で発注しております。

次に、国体準備室関係ですが、秋田わか杉国体に全国から訪れる選手等の方々の歓迎に向けたボランティア活動について町民各位のご協力をお願いするため、行政区を活動拠点とした国体協力会を設立すべく、各地区で説明会を実施しております。

仙南地区は10月24日、25日、28日、千畑地区は12月7日、9日、六郷地区は12月12日と本日13日実施予定です。皆様のご協力をお願いいたします。

次に、学務課関係ですが、子供たちの安全確保、災害時における避難場所確保のため、学校施設耐震整備事業を年次計画で実施しておりますが、本年度事業の六郷東根小学校、千屋小学校、千畑南小学校、千畑中学校の耐震診断が完了いたしました。

診断の結果、六郷東根小学校校舎、千屋小学校体育館及び千畑中学校校舎、体育館が耐震基準を満たしておらず、耐震補強工事が必要とのことでした。

町としては、できる限り早期に耐震補強工事に着手するよう、国庫補助事業の採択に向け準備検討を進めており、学校施設の適切な耐震性確保に引き続き努力してまいります。

なお、これまで使用を休止しておりました六郷中学校体育館への対応ですが、築後既に54年を経過し、補強により耐震性能向上を図ることは不可能と判断し、来年度解体の方向で予算措置してまいりたいと考えております。

続きまして、提出議案の概要をご説明申し上げます。

議案第94号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同約の一部変更について、及び議案第95号 秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてですが、市町村合併により仙北市、横手市及びにかほ市が設置されたことに伴い、所要の改正が生じ、お諮りするものです。

議案第96号 美郷町と大仙市との間における県営ほ場整備事業（堀板地区）に関する事務の委託に関する規約に係る協議についてですが、県営ほ場整備事業（堀板地区）に本堂西部地区の水田を編入し、事業実施されることに伴い、大仙市と事務委託に関する規約を定めるためお諮りするものです。

議案第97号 美郷町国民保護協議会条例の制定について及び議案第98号 美郷町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてですが、武力攻撃事態等において町民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため制定するものです。

議案第99号 美郷町特別職報酬等審議会条例の制定についてですが、議員及び町長、助役、収入役等の報酬等の額について諮問審議するため、地方自治法の規定に基づき附属機関を設置したくお諮りするものです。

議案第 100号 工事請負契約の締結についてであります。赤城・扇田線道路改良舗装工事の請負契約を締結したくお諮りするものです。

議案第 101号 工事請負契約の一部変更についてですが、本年第7回定例会において議決をいただいた町道大荒田・高田線道路改良工事契約の一部を変更したくお諮りするものです。

議案第 102号 工事請負契約の一部変更についてですが、本年第6回臨時会において議決いただいたグラウンドゴルフ場整備工事契約の一部を変更したくお諮りするものです。

議案第 103号 工事請負契約の一部変更についてですが、本年第6回臨時会において議決いただいた管理休憩施設建築工事契約の一部を変更したくお諮りするものです。

議案第 104号 財産の譲与についてですが、仙南種苗センターを秋田ふるさと農業協同組合に譲与したくお諮りするものです。

議案第 105号 仙南村種苗センター設置条例の廃止についてですが、種苗センターの譲与に伴い、設置条例を廃止したくお諮りするものです。

議案第 106号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてですが、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を伺い、人権擁護委員を推薦したくお諮りするものです。

同意第4号 美郷町教育委員の任命につき同意を求めることについてですが、教育委員の任期

満了に伴い再任の同意を得たくお諮りするものです。

議案第 107号から議案第 119号の指定管理者の指定についてですが、公の施設を管理運営する指定管理者及びその指定期間について地方自治法第 244条の 2 第 6 項の規定に基づきお諮りするものです。

議案第 120号から議案第 132号ですが、指定管理者が管理する公の施設について業務の範囲及び管理の基準を規定したく、設置及び管理に関する条例の制定についてお諮りするものです。

議案第 133号 平成17年度美郷町一般会計補正予算第 8号ですが、国民健康保険特別会計及び老人保健特別会計に対する繰出金、農業夢プラン応援事業補助金、美郷こだわり米確立支援事業等の増額についてお諮りするものです。

議案第 134号 平成17年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 3号ですが、一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費並びに退職被保険者の高額療養費の増額についてお諮りするものです。

議案第 135号 平成17年度美郷町老人保健特別会計補正予算第 2号ですが、医療給付費の増額についてお諮りするものです。

議案第 136号 平成17年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第 5号ですが、六郷東部地区の事業推進に係る増額や黒沢地区及び千畑中央地区の精査による減額についてお諮りするものです。

議案第 137号 平成17年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 4号ですが、下水道事業に係る消費税還付金の増額についてお諮りするものです。

以上、行政報告とともに提出議案の概要につきましてご説明申し上げます。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。以上をもちまして終わります。

議案第 94号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第 5、議案第94号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更についてを議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長（森川福蔵君） 議案第94号についてご説明申し上げます。

この条文については、それぞれ合併に伴うものでございます。それで、平成17年9月20付で角館町、田沢湖町及び西木村を廃し、その区域をもって仙北市を設置することに伴う数の減少に係る議決です。

それから、平成17年9月19日付で角館町外二か町村の公衆衛生施設組合が解散することに伴う本組合からの脱退並びに組合同約別表第1及び第2の整理でございます。

それから、平成17年10月1日付で横手市、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村及び大雄村を廃し、その区域をもって横手市を、仁賀保町、金浦町及び象潟町を廃し、その地域をもってにかほ市をそれぞれ設置することに伴い、本組合を組織する地方公共団体の数の減少に係る議決でございます。

それから、平成17年9月30日付で大森町、大雄村共有財産管理組合、仁賀保地区消防組合、横手平鹿広域市町村圏組合、仁賀保地区衛生施設組合及び雄物川町ほか二カ町村火葬場経営組合が解散することに伴う本組合からの脱退並びに組合同約別表第1及び第2の整理。

以上のことから、地方自治法 290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

議案第95号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第6、議案第95号 秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長（森川福蔵君） 議案第95号についてご説明申し上げます。

提案理由ですが、秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の中に市町村合併により同組合を脱退及び加入する団体が生じたことに伴い、同組合から横手市、仁賀保町、金浦町、象潟町、角館町、田沢湖町、西木村、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村及び

大雄村を脱退させ、横手市、にかほ市及び仙北市を加入させるため、地方自治法第 290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、このことによって当組合の組織する団体の数は、68団体から13市16町村22一部事務組合の51団体に変更になることとなります。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

議案第 9 6 号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第 7、議案第96号 美郷町と大仙市との間における県営ほ場整備事業（堀板地区）に関する事務の委託に関する規約に係る協議についてを議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。農政課長。

農政課長（深澤 廣君） ご説明いたします。

旧仙北町の堀板地区で実施しておりますほ場整備事業に美郷町分として11.4ヘクタールが編入されております。この編入された部分に生じる事務を大仙市に委託することについて協議が必要となります。

協議をするにあたり、地方自治法の定めによりまして、事前に議会の議決を得ることが必要ですので、提案するものです。

委託に関する協議の内容ですが、概要を申し上げますと、1条に委託する事務の範囲、2条に委託事務の管理及び執行については大仙市の条例によること。3条から6条までは、経費の負担及び予算の執行に関すること、第7条に決算の場合の措置、第8条に連絡会議、第9条に条例等改廃の場合の措置、第10条に補足を定めてございます。

この規約は、平成18年1月1日から施行ということになります。

編入された地域は、議案資料集に載せてございますので、ごらんいただきたいと思います。

堀板地区のほ場整備について、これまでの経過をご説明させていただきます。

この地区は、平成12年度から平成19年度までの予定で事業スタートしております。今回地区編入しました旧千畑町分11.4ヘクタールにつきましては、農家の合意が得られず、当初は参加しておりませんでした。その後、堀板地区に隣接する本堂地区にほ場整備事業の機運が高まり、平成

15年度からほ場整備に向けて本格的に動き出しております。本堂地区のほ場整備区域を検討した結果、この堀板地区に隣り合う11.4ヘクタールは、旧仙北町とは曲がりくねった境界になっており、編入しなければ不整形な田を残すことになり、いずれ本堂地区でほ場整備をするのであれば、堀板地区に編入することが本堂・堀板両地区にとっても好都合であるということになり、平成16年度の秋から堀板地区への編入に向けて検討、県を初めとした関係機関と本格的な協議に入っております。

このたび、堀板地区への編入に伴う法手続、また公課部門に伴う事務手続等の事務処理がすべて完了しましたので、今回事務委託に関する手続を大仙市・美郷町それぞれにおいて12月定例会に上程するものでございます。

堀板地区の概要ですが、全体面積は310.5ヘクタール、事業費は約39億2,600万円。大仙市と美郷町の事業費の負担割合ですが、これは、面積割ということになりまして、大仙市が96.3%、美郷町は3.7%で協議済みでございます。町の負担ですが、事業費の10%ということになります。

今回補正を計上してございますが、過年度事業分として936万4,000円、これは平成12年から16年度まで既に工事が済んでおりますので、その部分の経費の負担をするというものでございます。それから、平成17年度事業分として229万4,000円、これは平成17年度事業の面工事分の町の負担でございます。トータルで1,165万9,000円の補正を計上してございます。以上です。

議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

議案第97号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第8、議案第97号 美郷町国民保護協議会条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（鈴木四郎君） 議案第97号につきましてご説明申し上げます。

提案理由にありますとおり、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第8項の規定に基づきまして国民の保護のための措置に関し、広く住民の意見を求め、国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するために提案するものでございます。

こちらにつきましては、国民保護法が制定されたことによりまして、県及び市町村においても条例の制定を義務づけられておるものでございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

議案第98号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第9、議案第98号 美郷町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（鈴木四郎君） 議案第98号につきましてご説明申し上げます。

提案理由にありますとおり、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第31条及び第183条において準用する第31条の規定に基づき、国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務を司るため提案するものでございます。

別紙のとおり、目的、組織、会議、現地対策本部等につきまして定めるものでございます。

この条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

県の方におかれましては、条例等につきましては、平成17年3月に制定されてございます。

これらを踏まえまして、平成18年度中に国民保護計画を策定することとなっております。町においてもこれら条例に従いまして、平成18年度中に美郷町国民保護計画を策定することになります。よろしく願いいたします。

議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

議案第99号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第10、議案第99号 美郷町特別職報酬等審議会条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(伊藤福章君) 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長(森川福蔵君) 議案第99号についてご説明申し上げます。

これは、地方自治法 138条の4第3項の規定に基づき、附属機関として美郷町特別職報酬等審議会を置くため提案するものでございます。

その条例(案)でございますが、第1条には設置目的、町長の諮問に応じ、議員報酬等の減額について審議するために美郷町特別報酬等審議会を設置するものでございます。

第2条については審議会への諮問、第3条については組織、委員7人以内をもって組織すると。第4条については委員、それから、第5条については会長、第6条については会議、それから第7条については所管する総務課、第8条については、必要に応じては町長が定めるということで、委任行為でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するということでございます。よろしく申し上げます。

大変失礼しました。設置目的の町長諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するということでございます。大変失礼しました。

議長(伊藤福章君) 説明が終わりました。

議案第100号の上程、説明

議長(伊藤福章君) 日程第11、議案第100号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(伊藤福章君) 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長(森川福蔵君) 議案第100号についてご説明申し上げたいと思います。

工事請負契約の締結についてということでございます。工事名は、平成17年度地方道路交付金事業 赤城・扇田線道路改良舗装工事でございます。契約の方法は、指名競争入札でございます。

なお、この内容でございますが、指名業者については、工事の規模等から、県格付一般土木A級の資格を有する町内業者9社を指名しました。契約の相手方は、鶴谷・福田経常建設共同企業体と契約を締結するものでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案する
ものでございます。

なお、詳細については、議案資料集を参照していただきたいと思ひます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

議案第101号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第12、議案第101号 工事請負契約の一部変更についてを議題といた
します。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長（森川福蔵君） 議案第101号についてご説明申し上げたいと思ひます。

これは、平成17年度の地方道路交付金事業、町道大荒田・高田線道路改良工事契約の一部を変
更するものでございます。

この変更理由でございますが、下層路盤工のみとしていたが、集落の生活道路として利用され
るので、冬期間に機械除雪による敷碎石の飛散防止のため、上層路盤工を200メートル追加施
工するものでございます。

美郷町議会議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案
するものでございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

議案第102号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第13、議案第102号 工事請負契約の一部変更についてを議題といた
します。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長（森川福蔵君） 議案第 102号についてご説明申し上げたいと思います。

これは、千畑カントリーパーク整備事業、グラウンドゴルフ場整備工事契約の一部を変更する
ものでございます。

変更理由ですが、湧水が確保され、植栽に支障を来すために81メートルの暗渠排水処理を追加
したいと。なお、工事後コースの有効面積確保のために張り芝面積 1,350平方メートルを増加す
るものでございます。

以上のことから、美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2
条の規定により提案するものでございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

議案第 103号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第14、議案第 103号 工事請負契約の一部変更についてを議題といた
します。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長（森川福蔵君） 議案第 103号についてご説明申し上げたいと思います。

個性と活力に満ちた雪国創造事業管理休憩施設建築工事契約の一部を変更するものでござい
ます。

この変更の内容でございますが、建築工事の障害となる一部既存施設の撤去、処分が必要とな
り、それに要する経費を変更契約しようとするものでございます。

美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提
案するものでございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

議案第104号、議案第105号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第15、議案第104号 財産の譲与について、日程第16、議案第105号 仙南村種苗センター設置条例の廃止については、関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長（森川福蔵君） 財産の譲与についてでございますが、この資料にあるとおり、建物、仙南種苗センター、鉄骨造平屋建 795平方メートル、それから物品については、播種機1台、それから、譲与する相手方は、秋田ふるさと農業協同組合、これは、譲与理由でも示しておりますが、適切な指導管理のもとで優良種苗の供給を図ることが有利と判断するため譲与するものでございます。

この譲与年月日は、平成18年3月31日としたいということでございます。

議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

議案第106号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第17、議案第106号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。町長。

町長（松田知己君） 藤井氏は、平成18年3月31日に任期満了となりますが、現在の任期中において人権問題に積極的に取り組み、活発に活動されておりますので、このため、委員候補として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。よろしく願いいたします。

議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

同意第4号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第18、同意第4号 美郷町教育委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。町長。

町長（松田知己君） 美郷町教育委員会教育委員清水 猛氏は、平成17年12月17日、任期満了となり、同氏を再任することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により提案するものですので、よろしく願い申し上げます。

議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

ここで10分間の休憩いたします。

（午前10時53分）

議長（伊藤福章君） 休憩を解きまして、本会議再開いたします。

（午前11時03分）

議長（伊藤福章君） 町長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。町長。

町長（松田知己君） 先ほど私の行政報告の中で一部数字に誤りがありましたので、おわびを申し上げながら、訂正させていただきたいと存じます。

農政課関係で行政報告をいたしました平成17年度の生産調整目標面積を「1,589ヘクタール」と報告いたしました。が、「1,580ヘクタール」の誤りでありましたので、おわびしながら訂正させていただきます。どうも済みませんでした。

議案第107号～議案第119号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第19、議案第107号 指定管理者の指定についてから日程第31、議案第119号 指定管理者の指定についてまでは関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。総務課長から順次説明を求めます。

総務課長（森川福蔵君） 指定管理者制度について、本議会に指定管理者の指定について議案13件提案するまでの経緯を説明申し上げたいと思います。

平成15年9月2日、改正地方自治法が施行され、公の施設を直営で管理しない場合、平成18年9月1日まで指定管理者制度を導入することが義務づけられました。

これを受け、本町では3月定例会において美郷町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例を提案し、議決いただきました。

今回、その指定管理者の指定手続条例の規定に基づき、9月1日から9月30日までの間、指定管理者の候補者を募集し、指定管理者選定委員会で公平な選定を行いました。

その結果を地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者指定議案を提出するものとするものでございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林宏和君） それでは、議案第107号につきましてご説明いたします。

美郷町あったか山施設におきましては、2団体の応募がございました。詳細を確認しましたが、有限会社あったか山につきましては、現従業員をもって管理運営を継続していく点、それから、地域住民や利用者が主体となった自主事業を計画している点を評価いたしました。

もう1社との違いは10年余りにわたって今回現状まで管理してきた実績を考慮しまして、今回有限会社あったか山を指定管理者に選定するものでございます。

続きまして、議案第108号をお願いします。

千畑調理研修施設、それから千畑温泉保養所、湯治館、サン・スポーツランドの指定管理者に

おきましては、千畑ヘルス観光株式会社のみ応募でございました。

千畑ヘルス観光株式会社につきましては、これらの5施設を管理受託してきました。それから、サンアールの浴場部分につきましては、自社所有していること、そういう関連がございまして、あと、11年余りにわたって管理運営してきたという実績を考慮しまして、指定管理者として妥当とするものでございます。

続きまして、議案第109号をお願いします。

先ほどの議案第108号の公の施設5施設とそれから今回の議案第109号の美郷町千畑生産物直配所とは互いの相乗効果を高めるため、指定管理者を一括して公募してございます。先ほどのご説明を繰り返すこととなりますが、千畑ヘルス観光につきましては、サンアール浴場部分を自社所有している部分、それから、11年にわたり施設管理運営している部分を考慮しまして、指定管理者として妥当とするものでございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 農政課長。

農政課長（深澤 廣君） 議案第110号からご説明させていただきます。

110号ですが、雁の里せんなんに指定したいというものでございます。指定期間は、平成18年4月1日から3年間。

指定の理由でございますが、指定管理者制度による管理者の経営努力、新たな経営方針によるサービス等の向上を効率的に持続する期間が必要であるとの考えから、3年にしております。

公募期間を9月1日から30日まで行いましたが、雁の里せんなんのみ応募でございました。

選定委員会で協議した結果、妥当と認め、提案するものでございます。

次の111号をお願いします。

これは、手づくり工房湧子ちゃんに関する指定でございますが、かあちゃんくらぶを指定したいと考えてございます。指定期間は、同じく3年間でございます。

この施設については、2団体の応募がありましたが、選定委員会で協議検討した結果、かあちゃんくらぶを指定することが妥当であるという結論に達しております。

次、112号をお願いします。

これはニテコ名水庵を六郷まちづくり株式会社に指定したいということでございます。指定期間は3年間。

この施設については、2団体からの応募がございましたが、選定委員会で協議の結果、六郷まちづくり株式会社に指定することが妥当という結論に達しております。

次の113号をお願いします。

これは、六郷町あったか山直売所の指定でございますが、六郷生産物直売所運営者を指定することが妥当であると結論に達しております。指定期間は3年間。

応募団体ですが、この運営者会一つのみでございました。これも前件と同じく、選定委員会で検討した結果、妥当であるという結論に達しております。

次の114号をお願いします。

これは、アクティセンターの指定管理者に関する件でございますが、千畑ヘルス観光株式会社を指定するというものでございます。指定期間は1年でございます。1年の理由でございますが、今平成18年度から着工予定しております堆肥センターとの関係から、両施設を連携した一元的な管理をしたいという考えがございますので、当面1年としてございます。

この応募については、ヘルス観光株式会社1社のみでございました。

同じく、選定委員会で検討した結果、妥当と認め、指定するものでございます。以上です。

議長（伊藤福章君） 社会教育課長。

社会教育課長（小松 清） 議案第115号について説明申し上げます。

トレーニングセンターろくごうの指定管理者を美郷町スポーツ振興事業団に指定するものであります。

指定の期間は、3年間としてありますけれども、ほかの自治体の状況を確認したところ、社会体育施設の指定期間はおおむね3年でありますので、3年にしたものであります。

応募団体は、美郷町スポーツ振興事業団のみでありました。

議案第116号について説明申し上げます。

美郷町陸上競技場の指定管理者を美郷町スポーツ振興事業団に指定するものであります。

指定期間については、トレーニングセンターろくごうと同じ3年間としております。

応募団体は、美郷町スポーツ振興事業団のみでありました。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（辻 一志君） 障害者福祉施設サンワーク六郷の指定管理者を社会福祉法人慈泉会に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求めるものでございます。

指定の期間は、5年間としてありますけれども、理由といたしましては、サンワーク六郷は、障害者福祉施設として利用者に対するサービス提供が継続的にかつ安全に適切に履行されることが求められる施設でございまして、利用者保護の点から、比較的長期の5年間という指定期間といたしております。

また、知的障害者に対する更生事業等につきましては、社会福祉法上第1種社会福祉事業ということで、市町村または社会福祉法人による運営が原則とされていることから、公募にあたりましては、大仙市または仙北郡内に主たる事務所を置く社会福祉法人といたしました。

議案を提案するにあたりまして、指定管理者の公募を今年9月1日から9月30日まで行った結果、社会福祉法人慈泉会のみ応募でございました。

指定管理者選考委員会で協議検討した結果、これを妥当として議案を提出するものでございます。

続きまして、議案第118号についてご説明いたします。

介護予防のための拠点施設である美郷町いきいき館の指定管理者を社会福祉法人美郷町社会福祉協議会に指定することについて議決を求めるものでございます。

指定の期間は5年間としておりますけれども、高齢者福祉施設として介護予防事業や生きがいづくり事業等を展開していくためには、ある程度の長期的視点に立った質の高い効果的な運営が図られることが必要であるということから、5年間としたものでございます。

また、地域の高齢者の福祉増進を目的とした極めて公益性の高い施設でございますことから、地域の協力が得られやすいようにということで、同じく大仙市、または仙北郡内に主たる事務所を置く社会福祉法人として限定しております。

なお、効率的な運営を図るために、同種施設でございます老人福祉センター清水苑との一体的運営を指定の条件としております。

議案として提案するにあたりまして、指定管理者の公募を本年9月1日から9月30日まで行った結果、社会福祉法人美郷町社会福祉協議会のみ応募でございました。

指定管理者選定委員会で協議検討した結果、これを妥当として議案を提出するものでございます。

続きまして、議案第119号をお願いいたします。

美郷町老人福祉センター清水苑の指定管理者を社会福祉法人美郷町社会福祉協議会に指定することについて議決を求めるものでございます。

指定の期間は5年間としておりますが、この施設は、高齢者に対する各種の相談に応ずるとともに、高齢者の健康増進や教養の向上などを総合的に供与する施設として設置されている施設でございまして、地域に密着した施設として利用者のほとんどは地域の高齢者でございます。そうということで、安定的な運営が図られることが必要であることから、比較的長期の5年間という指定期間としております。

また、この老人福祉施設は、老人福祉法に定める老人福祉施設として極めて公益性の高い施設であることから、公募にあたっては社会福祉法人としております。

また、先ほど申し上げましたとおり、効率的な運営を図るため、いきいき館との一体的運営を条件としております。

議案を提案するにあたりまして、指定管理者の公募を本年9月1日から9月30日まで行った結果、社会福祉法人美郷町社会福祉協議会のみのお応募でございました。

指定管理者選定委員会で協議検討した結果、これを妥当として議案を提出するものでございます。以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

議案第120号～議案第132号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第32、議案第120号 美郷町六郷温泉施設の設置及び管理に関する条例の制定についてから、日程第44、議案第132号 美郷町老人福祉センター清水苑の設置及び管理に関する条例の制定については、関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。商工観光課長から順次説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（小林宏和君） それでは、議案第120号についてご説明申し上げます。

地方自治法第144条の2第1項の規定に基づき、美郷町六郷温泉施設の設置及び管理に関する事項を定めるため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美郷町六郷温泉施設の設置及び管理に関する条例（案）ですけれども、第1条では住民の心身の保養と健康の増進を図り、あわせて一般観光客の利用に供することを目的としております。

第2条におきましては、施設名称を美郷町あったか山と定めてございます。

第3条から4条におきましては、実施する事業、施設概要を明確化してございます。

第5条から7条におきましては、指定管理者の業務内容や協定につきまして定めてございます。
次のページをお願いします。

第8条から9条におきましては、休館日及び利用時間を定めてございます。

第10条から12条におきましては、利用の承認等について定めてございます。

続いて、3ページでございますが、第13条から17条におきましては、利用料金、その他取り扱いについて定めてございます。

附則といたしまして、この条例は平成18年4月1日から施行するものでございます。

5ページをお開き願います。

別表1でございますが、この利用時間におきましては、現状の利用時間と同等となっております。

6ページをお開き願います。

別表2につきましても現状の料金と同じものとなっております。

続きまして、議案第121号につきましてご説明申し上げます。

地方自治法の規定に基づき提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美郷町千畑複合温泉施設の設置及び管理に関する条例（案）でございます。

第1条におきましては、住民の心身の保養と健康の増進を図り、あわせて一般観光客の利用に供することを目的としてございます。

第2条におきましては、温泉施設の位置、名称を定めてございます。美郷町千畑調理研修施設、千畑湯治館、千畑温泉保養所、サン・スポーツランド千畑温泉プール、サン・スポーツランド千畑テニスコート、以上5施設となっております。

第3条から第4条におきましては、実施する事業、施設概要を明確化してございます。

次のページをお願いします。

第5条から7条におきましては、指定管理者の業務内容や協定内容を定めてございます。

8条から9条におきましては、休館日、利用時間を定めてございます。

3ページをお願いします。

第10条から12条におきましては、利用の承認等について定めてございます。

次のページでございますが、13条から17条、利用料金の取り扱いを定めてございます。

4ページをお願いします。

附則といたしまして、この条例は平成18年4月1日から施行するものでございます。

それから、5ページの別表1でございますが、これも同じく利用時間につきましては、現状の利用時間を採用してございます。

別表2につきましても現状の料金としてございます。

6ページをお願いします。

サン・スポーツランド、テニスコート等の料金も同様としてございます。

続きまして、議案第122号につきましてご説明申し上げます。

同じく地方自治法の規定に基づき提案するものでございます。

次のページの1ページ目をお願いします。

美郷町干畑生産物直売所の設置及び管理に関する条例(案)でございますが、第1条におきましては、農業所得の向上を図り、地域定住化に資することを目的として、第1条を設定してございます。

第2条におきましては、美郷町干畑生産物直売所として名称と住所を定めてございます。

第3条から4条におきましては、実施する事業、施設概要を明確化してございます。

それから、第5条から7条におきましては、指定管理者の業務内容や協定内容について定めてございます。

次のページをお願いします。

2ページ目でございますが、第8条から9条におきましては、休館日及び利用時間を定めてございます。

それから、第10条から12条におきましては、利用の承認等について定めてございます。

附則といたしまして、この条例は平成18年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

議長(伊藤福章君) 農政課長。

農政課長(深澤 廣君) 議案第123号をお願いします。

これは、美郷町道の駅雁の里農業振興施設について施設の設置、指定管理者の管理基準及び業務範囲等について指定するため提案するものです。

この条例では指定管理者に対し施設の維持管理業務、施設利用の承認及び取り消し等に関する業務、施設の設置目的達成のための業務等を行わせる旨規定してございます。

施行日は平成18年4月1日としてございます。

次の124号をお願いいたします。

124号は美郷町手づくり工房湧子ちゃんについて施設の設置、指定管理者の管理基準及び業務範囲について規定するため提案するものでございます。

本条例では指定管理者に対し施設の維持管理業務、施設の設置目的達成のための業務等を行わせる旨規定してございます。

施行日は平成18年4月1日としてございます。

次の議案第125号をお願いいたします。

125号では美郷町ニテコ名水庵について、施設の設置、指定管理者の管理基準及び業務範囲について規定するため提案するものでございます。

この条例では指定管理者に対し施設の維持管理業務、施設の設置目的達成のための業務等を行わせる旨規定してございます。

施行日は平成18年4月1日としてございます。

次の議案第126号をお願いいたします。

126号では美郷町あったか山直売所について、施設の設置、指定管理者の管理基準及び業務範囲について規定するため提案するものでございます。

この条例では指定管理者に対し施設の維持管理業務、施設の設置目的達成のための業務等を行わせる旨規定してございます。

施行日は平成18年4月1日としてございます。

次の議案第127号をお願いいたします。

これは、美郷町アクティセンターについて、同じく施設の設置、指定管理者の管理基準及び業務範囲について規定するため提案するものでございます。

この条例では指定管理者に対し施設の維持管理業務及び施設の設置目的達成のための業務等を行わせる旨規定してございます。

施行期日は平成18年4月1日からとしてございます。以上です。

議長（伊藤福章君） 社会教育課長。

社会教育課長（小松 清君） 議案第128号をお願いします。

美郷町青少年研修施設について、施設の設置、指定管理者の管理基準及び業務の範囲について規定するために提案するものであります。

この条例では、指定管理者に対し維持管理業務、施設の利用承認等業務、施設の設置目的達成のための業務等を行わせる旨規定しているほか、施設の利用料については、地方自治法の規定により利用料金制を導入し、指定管理者の収入とする旨規定しております。

利用料については、ほぼ現行と同じ額で定めております。

施行期日は、平成18年4月1日からとしております。

次に、議案第129号をお願いします。

美郷町陸上競技場について、施設の設置、指定管理者の管理基準及び業務の範囲について規定するため提案するものであります。

この条例では、指定管理者に対し維持管理業務、施設の利用承認等の業務、施設の設置目的達成のための業務等を行わせる旨規定しております。

施行期日は、平成18年4月1日からとしております。以上です。

議長（伊藤福章君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（辻一志君） それでは、議案第130号についてご説明いたします。

障害者福祉施設サンワーク六郷について、施設の設置、指定管理者の管理基準及び業務の範囲について規定するため提案するものでございます。

この条例では、利用時間や利用者の範囲、利用手続のほか、指定管理者に対して施設の設置目的達成のための業務を行わせる旨規定しているほか、施設の利用料につきましては、指定管理者の収入とする旨規定しております。

本条例の施行期日は、平成18年4月1日からとしております。

なお、平成17年の11月、先月でございますけれども、障害者自立支援法が公布されまして、平成18年4月から障害種別、いわゆる身体、知的、精神といった障害種別を一本化した新体系へ施設サービスが移行することが予定されております。

その関係で身体障害者福祉法、知的障害者福祉法など、関連する法令も改正が行われておりまして、サンワーク六郷で実施しております「身体障害者デイサービス」あるいは「身体障害者授産施設」などといった用語が「生活介護」とか「就労支援」とかいったような体系に変わってきます。

ただ、新体系の移行は、5年ほどの経過措置期間後に完全実施になることになっておりまして、サンワーク六郷につきましても経過措置期間内に新体系への移行を考えております。

そのため、今回お示しした条例案では、経過措置を適用している間の条例ということで、設置条例第3条では改正前の身体障害者福祉法の規定による身体障害者デイサービスというふうな、改正前の用語を使用しております。

この点につきましては、新体系移行することにあわせまして、今後実施事業名などを変更する条例改正が必要となるものでございます。

続きまして、議案第 131号についてご説明いたします。

美郷町いきいき館について、施設の設置、指定管理者の管理基準及び業務の範囲について規定するため提案するものでございます。

この条例では指定管理者に対し、維持管理業務、施設の利用承認等の業務、施設の設置目的達成のための業務を行わせる旨規定しているほか、管理運営上支障がないと認めたときは、高齢者や福祉団体以外の者の使用も認めるとともに、目的外利用の場合の利用料金を設定し、その利用料金につきましては、今までと同額としております。

また、この収入につきましては、指定管理者の収入とする旨規定しております。

この条例の施行期日は、平成18年4月1日からとしております。

続きまして、議案第 132号をお願いいたします。

美郷町老人福祉センター清水苑について、施設の設置、指定管理者の管理基準及び業務の範囲について規定するため提案するものでございます。

この条例では指定管理者に対し、維持管理業務、施設の利用承認等の業務、施設の設置目的達成のための業務を行わせる旨規定しているほか、管理運営上支障がないと認めたときは、高齢者や福祉団体以外の者の使用も認めております。

利用料につきましては、現行と同額としておりまして、利用料金は指定管理者の収入とする旨規定しております。

本条例の施行期日は、平成18年4月1日からとしております。以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

これにて昼食のため、午後1時まで休憩します。

（午前 11時43分）

議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 1時00分）

議案第133号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第45、議案第133号 平成17年度美郷町一般会計補正予算第8号を議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長（森川福蔵君） それでは、議案第133号についてご説明申し上げたいと思います。

資料の12ページ、歳出から説明させていただきます。

2款1項1目一般管理費でございますが、これについては、時間外実績見込みの減でございます。旅費は、ふるさと会出席旅費、需用費については、コピー料の不足による分でございます。18節の備品購入費は、ETCの車載機1台分でございます。

同じく2目の行政推進費でございますが、これについては出会いの場交流会の経費として計上させていただきました。

3目の文書広報費でございますが、これは広報の校正、取材等の時間外を計上してございます。

5目の財産管理費でございますが、これは車両に要する経費を計上してございます。

なお、当初予算では80回の運行回数を見ていましたが、実績見込みで148回が予定されます。これから冬期間の学校のスキー教室等とも含めて組み替えも行ってございます。

15節の工事請負費でございますが、これは千畑庁舎の照明器具の安定器取りかえ工事の請け差でございます。

6目の企画費でございますが、これはマル福事務の時間外勤務手当を計上してございます。

13ページでございますが、これは13節委託料、これについては、15節との組み替えを行ってございます。事業内容の変更による予算の組み替えを行ってございます。この13節の測量調査委託料でございますが、御台所清水ポケットパークの測量分を計上してございます。

7目の電子計算費でございますが、これは会検事務の時間外、それから需用費については、電算機器の月平均の実績による増額分を計上してございます。それから、12節ですが、これは地図情報システムの電話回線費の費用を計上してございます。それから、委託料でございますが、これは委託料内の組み替えを行ってございます。14節使用料及び賃借料でございますが、これは千畑庁舎の電算機器契約の見直しによる減額でございます。それから、専用回線契約の変更による減でございます。

それから、11目の国体準備費でございますが、これは国体地域説明会による時間外を計上して

ございます。旅費等については、実績による減でございます。それから、11節の需用費でございますが、これはリハーサル大会要綱の費用、13節の委託料でございますが、これは秋田わか杉国体自転車ロードレース安全対策等設計業務の請け差の減でございます。

2項1目の税務総務費でございますが、これは固定資産評価がえの業務に要する経費の増額でございます。

14ページをお開き願います。

一番上でございます。11節でございますが、これは確定申告用のプリンターの点検整備料を計上させていただきました。

3項の戸籍住民基本台帳費でございますが、これについては、決算見込みによる減額、13節については、戸籍の文字改正に伴う改修費の経費を計上してございます。

5項2目の指定統計費でございますが、これは単価の変更、交付金額が減額されたことにより調整したものでございます。

3款1項1目、2目、3目でございますが、これは財源内訳の組み替えを行ってございます。

4目の医療給付費でございますが、これは時間外勤務手当として乳児医療の対応事務に要する時間外経費でございます。11節でございますが、これも同じく乳幼児の医療に対する経費を計上してございます。

15ページでございますが、28節老人保健特別会計繰出金、国保特別会計繰出金を計上してございます。

2項1目児童福祉総務費でございますが、これは財源の内訳の組み替えを行ってございます。

4目の児童福祉施設費でございますが、指導員賃金ということで計上してございます。これは、本館児童館の冬期の活動事業の指導員の賃金として計上してございます。11節ですが、これは保育園遊戯場ランプ取りかえ修理代を計上してございます。

5目子育て支援費でございますが、これは対象者 180人から 159人に減ったことによる減額分でございます。

4款1項2目予防費、これも財源内訳の組み替えでございます。

3目環境衛生費でございますが、これは薬剤流出事故に伴う時間外を計上させていただきました。

6款1項1目、次のページの16ページでございますが、これは農業者年金委託料の交付金の決定したことに伴う組み替えを行ってございます。

3目の農業振興費でございますが、15節工事請負費でございます。これは、種苗センターの改

修工事費を計上させていただきました。19節、これについては、事業の追加分、農業夢プラン応援事業費については追加分、そのほかについては、実績の確定によるものでございます。

4目の畜産業費でございますが、これは機械のオーバーホール、旧草地管理公社のドームシャッター修繕費を計上させていただきました。

5項農村整備費でございますが、これは事務用品の図書代ということで需用費に計上させていただきます。それから、13節の委託料でございますが、これは補助事業の精査によるものでございます。15節については、実績を見込んだ増額でございます。19節でございますが、これについては、名称変更による組み替えを行ってございます。本堂城回地区経営体育成促進換地等調整事業の負担金を減額して、経営体育成促進換地等調整事務費の補助金に計上させていただきました。あと、仙北平野土地改良区経常費負担金ですが、これは平成17年度の経常負担金ということで減額でございます。土地改良事業の償還金補助でございますが、これは基盤整備促進事業、古館南地区の平成16年度事業分の償還金でございます。担い手育成基盤整備事業費負担金でございますが、これは堀板地区で平成16年、平成17年地区に調整したことに伴う面積比率による負担金でございます。

17ページをお開き願いたいと思います。

2項1目林業費でございますが、これについては募金が予想よりも多かったということで計上させていただきました。

7款1項3目については、財源内訳の組み替えでございます。

同じく8款1項1目についても財源内訳の組み替えでございます。

2項2目道路維持費でございますが、除雪運転手の賃金、今後の見込み額を上積みしたものでございます。14節については、電波使用料ということで、無線機の電波使用料ということでございます。それから、積雪量による除雪、機械の対応委託料も計上させていただきました。

3項の道路新設改良費でございます。これは事業の精査によるものの賃金の減でございます。委託料については、3路線の設計の委託料でございます。これは、赤城・扇田線、南明田地線、野中西明田地線の3路線でございます。

工事請負費でございますが、大坂橋梁工事の精査による減でございます。それから、電気通信工事については、光ファイバーケーブル使用移転工事の減でございます。

18ページをお開き願いたいと思います。

17節については、用地買収費、5路線の減額分でございます。22節でございますが、補償金ということで、簡易水道の排水管移転補償、支障電柱移転工事補償金、支障家屋の移転補償金等の

補償金の金額を計上させていただきました。

4項2目都市公園費でございますが、これは都市公園整備費の精査によるものでございます。

なお、15節の工事請負費については、グラウンドゴルフ場整備工事費を計上させていただきました。これは、工事湧水処理を兼ねた工事経費でございます。

6項2目住宅建設費でございますが、これは塚 地区の住宅事業の精査によるものでございます。

9款1項3目消防施設費でございますが、これについては19節事業量が延長したことによる増設分でございます。

10款1項2目事務局費でございますが、これは健康診断時の事故の町の負担金でございます。

2項1目学校管理費でございますが、これは除雪賃金委託料、この分を組み替えしてございます。需用費については、各小学校の消防点検によって指摘されたことによる設備修繕の工事費を計上させていただきました。

3項1目でございますが、これについては委託料との組み替えでございます。

4款1項、これは財源内訳の組み替えでございます。

20ページをお開き願いたいと思います。

5項1目社会教育総務費でございますが、これについては、文化講演等の時間外も計上させていただきます。あとは、美郷フェスタの実績による減でございます。それから、文化展分の実績による減でございます。

3目文化財保護費でございますが、これは町内の遺跡整備作業員賃金を計上させていただきました。8節の報償費でございますが、これは委員の報酬ということで、識見者4名、地元者4名分の8名分を計上させていただきました。それから、旅費については、千屋断層整備検討会議旅費ということで計上させていただきました。14節については、試掘調査のバックホーン借り上げ料として計上させていただきました。

4目社会教育施設費でございます。これは、一般作業賃金ということで、六郷公民館の宿日直賃金分を計上させていただきました。これは、フルオープンしたことによる、当初は月曜日休館ということでしたが、フルオープンしたことよっての賃金分でございます。11節の消耗品でございますが、非常予備発電機蓄電器交換代でございます。それから、修繕料については、暖房用蒸気減圧等の取りかえの経費を計上させていただきました。12節については、冷蔵庫の処分料、それから、備品については、冷蔵庫代ということで計上させていただきました。

21ページをお開き願いたいと思います。

6項保健体育費2目保健体育施設費でございますが、これは六郷プール監視員の賃金、実績による減でございます。それから、11節については、支柱修繕等実績による減でございます。

3項学校給食費でございますが、これは除雪賃金、施設管理委託料との組み替えを行っております。修繕料は、生ごみ処理機、排気ファン修繕工事料として計上させていただきました。

11款1項1目農林水産業施設災害復旧費でございますが、これは金沢地内ののり面復旧工事の補助金を計上させていただきました。

12款1項1目元金ですが、これは償還元金、減税補てん償、市町村振興資金、社会福祉施設整備事業債分でございます。

2目については、利子、それに伴う償還金の利子分を計上させていただきました。

8ページをお開き願いたいと思います。

それに伴う歳入でございますが、それぞれの補助金がございますが、歳出の不足分でございます。歳入の調整分ということで、地方交付税の留保分を対応させていただきました。

今回の歳入計上後の残額は、2億1,998万5,000円となります。

11款2項2目でございますが、これは事業費の増によるものでございます。

13款1項1目についても国の負担金の増額分でございます。

2項2目の民生費国庫補助金ですが、今年度からの事業で国の補助金も一本化されたということで、この次世代育成支援対策交付金ということで計上させていただきました。

3項2目民生費委託金でございます。これは委託金交付決定による減額でございます。

9ページをお開き願いたいと思います。

14款1項1目民生費県負担金でございますが、これについても県の負担金分の増額分でございます。

2項1目総務費県補助金、国体会場施設整備費事業費の補助金でございます。これは、自転車競技、ロードレース施設設備事業補助金の減でございます。

2目民生費県補助金でございます。これについては、1節の基礎調査交付金でございますが、これは知的障害児の基礎調査交付金でございます。3節については、児童福祉費補助金でございますが、これについては、いろいろ国の補助金の一本化されたことによって組み替えを行っております。この分で、保育地域活動事業費補助金、延長保育促進事業費補助金、みんなで育むあったか子育て支援事業費補助金ということですが、これについては次世代育成交付金に移行してございます。それから、乳児養育支援金でございますが、これについてもすこやか子育て支援事業費に移行してございます。

5目農林水産業費県補助金でございます。あなたと地域の農業夢プラン応援事業費補助金、これは、県からの追加分の補正でございます。農業経営基盤強化資金利子補給費補助金、それから、その下でございますが、これについては、補助金交付の決定によるものでございます。3節の農業整備費補助金でございますが、これは、事業費の増でございます。基盤整備促進費事業費補助金、それから経営体育成促進換地等調整事業補助金、これについては、事業名称の変更により組み替えでございます。

10ページをお開き願いたいと思います。

一番上の6節農業委員会費補助金でございますが、これは交付額の決定によるものでございます。

7目教育費県補助金でございますが、これはすこやか子育て支援事業費補助金については、民生費のすこやか子育て支援事業費に移行してございます。次の幼児児童生徒学校生活サポート事業費補助金でございますが、これは障害児の担当教諭1名分の賃金及び社会保険料に対する補助金でございます。

3項1目でございます。総務費委託金でございますが、これは3節の戸籍関係ですが、公的個人認証事務委託による交付金でございます。4節については、統計については交付金決定による減額でございます。

同じく4目についても交付金決定額を計上してございます。

土木費委託金でございますが、これは権限移譲推進交付金の増額分でございます。

6目教育費委託金でございますが、埋蔵文化については、県の追加分でございます。

7目商工費委託金でございますが、これは県立自然公園の事務交付金として1万円計上してございます。

19款4項2目農林水産業費受託事業収入でございますが、これは交付額の決定によるものでございます。

同じく5項の5目雑入でございますが、これも募金額がふえたことによる増でございます。

歳入歳出の予算総額に歳入歳出それぞれ1億9,715万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ128億5,535万円とするものでございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

議案第134号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第46、議案第134号 平成17年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号を議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（鈴木四郎君） ご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳出の方からご説明を申し上げます。

2款1項1目でございます。こちらにつきましては、療養給付費の不足が見込まれるもので、補正をお願いするものでございます。

それから、2目の退職被保険者等療養給付費でございます。こちらにつきましても不足が見込まれるので、補正をお願いするものでございます。

2項2目退職被保険者等高額療養費でございます。こちらにつきましては、高額療養費等に不足が見込まれるため補正をお願いするものでございます。

それから、3款1項1目老人保健医療費拠出金でございます。こちらにつきましては、財源の組み替えによるものでございます。

4款1項1目の介護納付金でございます。こちらにつきましても財源の組み替えによるものでございます。

5ページをお願いいたします。

歳入の国庫支出金3款1項1目の療養給付費等負担金でございます。こちらにつきましては、国の三位一体改革による組み替えでございます。減額でございます。県支出金の方に組み替えるものでございます。

続きまして、4款1項1目療養給付費等交付金でございます。こちらにつきましては、歳出で申し上げましたとおり、退職者の療養給付費等の不足による歳入に対応する額でございます。

それから、5款2項2目の財政調整交付金でございます。こちらにつきましては、3款1項で申し上げましたとおり、三位一体改革による組み替えによるものでございます。

6ページをお願いいたします。

8款1項1目一般会計繰入金でございます。こちらにつきましては、一般会計の方で説明申し上げましたとおり、実績見込み等により増額になってございます。それらに伴いまして、一般

会計から繰り入れをお願いするものでございます。

補正額が 9,520万 5,000円でございます。補正後の予算総額が23億 7,663万 8,000円でございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

議案第 135号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第47、議案第 135号 平成17年度美郷町老人保健特別会計補正予算第2号を議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（鈴木四郎君） 7ページをお願いいたします。

歳出の方からご説明申し上げます。

1款1項1目医療給付費でございます。こちらにつきましては、本来であれば対象者が減少しておりますけれども、1人当たりの医療費が非常に伸びてございます。これらに伴いまして、医療費、医療給付費が不足が見込まれるということで、補正をお願いするものでございます。

5ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款1項1目医療費交付金でございます。こちらにつきましては、増額補正でございます。

2款1項1目医療費国庫負担金でございます。こちらにつきましても増額補正でございます。

3款1項1目医療費県負担金でございます。こちらにつきましても増額補正をお願いするものでございます。

4款1項1目の一般会計繰入金でございます。これらにつきましては、一般会計の方で説明申し上げますとおりでございますけれども、増額になってございます。こちらにつきましては、歳入の方で国庫負担金、それから支払い基金、それから県負担金等でございます。そちらにつきまして年度内に実績に伴って 100%交付されることがございませんので、予算の配分の中での交付ということで、会計上一般会計の方に若干頼ってございます。交付金等の交付パーセントは約97%ほどに抑えてございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

議案第136号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第48、議案第136号 平成17年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第5号を議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。建設課長。

建設課長（照井一夫君） それでは、議案第136号の説明を申し上げます。

初めに、歳出の7ページをお開き願います。

1款1項1目でございます。これは、電算システムの改修のプログラムの委託料でございます。

それから、1款3項1目でございます。これは、事業費に伴います工場検査の旅費7万円、それから、15節でございますが、これは事業費の確定に伴います減額でございます。

1款3項2目でございます。これも事業費に伴います県外の工場検査の旅費でございます。15節でございます。これは、工事推進のための増額となるものでございます。

それから、3項でございます。13節委託料でございます。これは、精査に伴う減でございます。それから、15節でございます。これも精査に伴う減額でございます。

それから、3款1項予備費でございます。これは、財源の補正でございます。

次に、6ページ、歳入でございます。

1款1項1目でございます。これは、事業費の増額に伴います消防施設からの消火栓の負担金でございます。

それから、3款1項1目でございます。これは、事業費の確定に伴います減額でございます。

6款3項2目でございます。これは、確定申告に伴います水道事業の課税額の4%が消費税として還付収入となったものでございます。

それから、7款1項1目でございます。これは、黒沢・千畑地区の事業費の精査による減額でございます。それから、六郷東部につきましては、事業費の増によります増額となっております。

今回の補正によりまして、歳入歳出にそれぞれ684万2,000円を追加しまして、総額を9億

2,474万円とするものでございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

議案第137号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第49、議案第137号 平成17年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号を議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。建設課長。

建設課長（照井一夫君） それでは、議案第137号についてご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

6款3項1目でございます。これは、下水道事業によります確定申告に伴いまして、課税額の4%が消費税の還付金として入ったものでございます。

次に、歳出の方でございます。6ページでございます。

3款1項1目に充当するものでございます。

今回の補正によりまして、歳入歳出にそれぞれ290万6,000円を追加しまして、3億3,043万2,000円とするものでございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

陳情第10号～陳情第18号の上程、委員会付託

議長（伊藤福章君） 次に、日程第50、陳情第10号から日程第58、陳情第18号まで一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。陳情書の朗読を省略し、これを所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認め、各常任委員会に審査を付託します。

陳情第10号 佐竹公館址の拡張、環境整備に関する陳情については教育民生常任委員会に、陳情第11号 介護保険の改善を求める陳情書については教育民生常任委員会に、陳情第12号 患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかれる医療」を求める陳情書については教育民生常任委員会に、陳情第13号 社会保障制度充実と最低保障年金制度創設を求める陳情書については教育民生常任委員会に、陳情第14号 庶民大增税の中止をもとめる陳情書については総務常任委員会に、陳情第15号 陳情書 子宮頸がん検診の逐年施行のお願いについては教育民生常任委員会に、陳情第16号 安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足の緊急改善を求める陳情については総務常任委員会に、陳情第17号 地方交付税、地方財政の確保に向けた意見書については総務常任委員会に、陳情第18号法務局の増員に関する陳情については総務常任委員会にそれぞれ審査を付託します。

ただいま付託いたしました陳情9件の審査結果について、12月16日の本会議において各常任委員長から報告願います。

散会の宣告

議長(伊藤福章君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

本日はご苦労さまでした。

これにて散会いたします。

(午後1時44分)